

「由布市火災予防条例の一部改正の素案」について

市民意見募集（パブリックコメント）

概 要

重大な消防法令違反のある防火対象物で火災が発生した場合、人命に多大な被害が出る恐れがあります。違反对象物の公表については、現在、消防法令の規定により消防機関が命令を行った場合に、違反对象物への命令内容の公示が義務付けられておりますが、公示に至るまでの間、建物の危険性に関する情報が利用者に提供されない状況にあります。

このような違反のある防火対象物に対して名称や法令違反の内容等を利用者へ公表することにより、利用者の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火関係者による適正な防火管理業務と消防用設備等の設置促進を目的として、由布市火災予防条例の一部を改正するものです。

意見の提出期間

2018年3月1日（木）～2018年3月30日（金） ※当日消印有効

意見の提出方法

意見は備え付けの意見書を使用して、住所、氏名、電話番号、条例の改正案に対する異見をご記入のうえ、消防本部予防課に、以下の方法で送付してください。

・郵便の場合

〒879-5506 由布市挾間町挾間278番地 由布市消防本部予防課あて

・ファックスの場合

ファックス番号：097-583-2014

・直接持参の場合

由布市消防本部予防課（消防本部庁舎2階）

（持参される場合は、平日午前8時30分から午後5時00分までの間にお願いします。）

意見の提出に際しての留意事項

1 対象となる方

- (1) 由布市内に住所を有する方
- (2) 由布市内に事務所又は事業所を有する方
- (3) 由布市内に通勤・通学されている方

2 意見提出時の記載事項

ご意見の提出にあつては、住所、氏名（法人又は団体等の場合は、所在地及び法人名等）及び電話番号を必ず記載してください。また、住所が市外の場合は市内に通勤、通学、事務所、事業所を有する旨を記載してください。

お寄せいただいた意見の取り扱い

- 1 匿名によるご意見は受け付けできません。
- 2 電話や口頭によるご意見の提出は受け付けられませんので、文書で提出してください。
- 3 期限を過ぎて提出されたご意見は、パブリックコメント手続きによるご意見としての取り扱いはできませんので、提出期限にご留意ください。
- 4 お寄せいただいたご意見につきましては、一覧表にまとめて、その概要とご意見に対する検討結果を由布市のホームページ等で公表します。
- 5 意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外（住所・氏名等）は公表しません。

問い合わせ先

由布市消防本部 予防課 電話番号 097-583-1320（直通）
FAX 097-583-2014

由布市火災予防条例の一部改正の素案

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第48条 消防長は、防火対象物を利用する者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨の通知をするものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きは、規則で定める。

公表の対象となる防火対象物

消防法に「特定防火対象物」として定められている、飲食店や雑居ビルなど、不特定多数の人が出入りする対象物で、消防用設備等の設置が必要であるにも関わらず、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が一切設置されていないなど、火災発生において人命危険の高い防火対象物をいいます。

特定防火対象物（消防法施行令別表第1）

(1) 項	イ	劇場、映画館等	(5) 項	イ	旅館、ホテル等
	ロ	公会堂、集会場		(6) 項	イ
(2) 項	イ	キャバレー等	ロ		特別養護老人ホーム等
	ロ	遊技場等	ハ		老人デイサービスセンター等
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗等	ニ		幼稚園等
(3) 項	イ	料理店等	(9) 項	イ	特殊浴場
	ロ	飲食店	(16) 項	イ	特定複合用途防火対象物（※1）
(4) 項		物品販売店舗等	(16の2) 項		地下街（※2）
			(16の3) 項		準地下街（※2）

※1 上記表の（1）項から（9）項までに掲げる用途が含まれる建物です。

※2 現在、由布市には地下街又は準地下街に該当する施設はありません。

消防用設備等の概要

屋内消火栓設備	火災が発生した場合に、建物の関係者などが初期消火のために使用する設備で、水槽、ポンプ、配管、ホース、ノズル等で構成される消火設備
スプリンクラー設備	火災が発生した場合に、火災の熱を感知して自動的に放水して消火する設備で、水槽、ポンプ、配管、散水ヘッド等で構成される消火設備

自動火災報知設備	火災が発生した場合に、火災の煙や熱を感知して自動的に建物利用者に火災の発生を伝える設備で、受信機、感知器、ベル、配線等で構成される警報設備
----------	---

違反対象物の公表の方法及び公表内容

多くの方が情報を入手できるよう、次の方法を予定しています。

- ・ 由布市のホームページへの掲載（違反が是正されるまでの間、公表を行います。）

公表する内容として、次の事項を予定しています。

- ・ 違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- ・ 違反の内容（該当違反が認められた防火対象物の部分を含む）
- ・ その他消防長が必要と認める事項